

# 日本籍船舶の船底検査における弁及びコックの開放検査

## 改正対象

鋼船規則 B 編  
(日本籍船舶用)

## 改正理由

国土交通省が定める「船舶検査の方法」では、水中検査を行うには船底弁の開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすること及び船底検査における弁及びコックの開放検査を行うことが要求されている。本会は、これらの要件を鋼船規則 B 編に取り入れている。

ただし「船舶検査の方法」では、水中検査を行うために要求される船底弁の開口部を船外から閉鎖できる構造でなくとも良い条件が規定されていたが、鋼船規則 B 編に当該条件が取り入れられていなかった。

加えて「船舶検査の方法」では、上架した検査では船底検査における弁及びコックの開放検査の省略は認められていない。ただし、水中検査を行う際には、船底検査における弁及びコックの開放検査の省略できる条件が規定されていた。一方で、鋼船規則 B 編には、前回の船底検査時に実施し、検査員が認める場合は、弁及びコックの開放検査が省略可能である旨が規定されており、不整合が生じていた。

今般、国土交通省が定める「船舶検査の方法」との整合を図るため、関連規定を改める。

## 改正内容

- (1) 水中検査を行うために要求される船底弁の開口部を船外から閉鎖できる構造については、次の(a)から(c)に該当する場合にはこの限りでない旨を規定する。
  - (a) 船内もしくは船外から容易に内部を点検できるもの
  - (b) 主機もしくは発電機の冷却系統もしくはビルジ系統もしくは消防系統の弁以外のもの
  - (c) ステンレス製のもの
- (2) 上架して行う船底検査での弁及びコックの開放検査の省略を認めない。
- (3) 水中検査を行う際に、水中検査実施時の 3 ヶ月前以内に弁及びコックの自主点検（開放検査、ただし、上記(1)(a)から(c) に該当する場合は適切な点検整備）が適切に行われていることを条件に、開放検査を省略して差し支えない旨に改める。

## 施行及び適用

2026 年 7 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX25-21

「日本籍船舶の船底検査における弁及びコックの開放検査」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p><b>6 章 船底検査</b></p> <p><b>6.1 船底検査</b></p> <p><b>6.1.2 水中検査*</b></p> <p>-3. 水中検査を適用しようとする船舶には、あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし、前-2.(3)の資料が提出されている場合、次の(1)又は(4)について適宜参酌することができる。</p> <p>(1)から(5)は省略</p> <p>(6) 船底弁を検査又は修理の際に船内から開放できるように、その開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすること。<u>ただし、次の(a)から(c)のいずれかに該当する弁についてはこの限りではない。</u></p> <p>(a) 船内もしくは船外から容易に内部を点検できるもの</p> <p>(b) 主機もしくは発電機の冷却系統もしくはビルジ系統もしくは消防系統の弁以外のもの</p> <p>(c) ステンレス製のもの</p> <p>(7) 海水吸入口のグレーチングは、ヒンジ式とするなどの方法により潜水士が水中にて開閉可能な</p>	<p>(日本籍船舶用)</p> <p><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p><b>6 章 船底検査</b></p> <p><b>6.1 船底検査</b></p> <p><b>6.1.2 水中検査*</b></p> <p>-3. 水中検査を適用しようとする船舶には、あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし、前-2.(3)の資料が提出されている場合、次の(1)又は(4)について適宜参酌することができる。</p> <p>(1)から(5)は省略</p> <p>(6) 船底弁を検査又は修理の際に船内から開放できるように、その開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすること。<u>そのため海水吸入口のグレーチングは、ヒンジ式とするなどの方法により潜水士が水中にて開閉可能な構造とすること。</u></p>	<p>国土交通省「船舶検査の方法」S編 2.15.2.2-6.</p>

## 「日本籍船舶の船底検査における弁及びコックの開放検査」新旧対照表

新	旧	備考							
<p>構造とすること。</p> <p>(8) 満載喫水線下の外板に隔壁及び横桁の位置を識別するためのマーキング並びに潜水士又は遠隔制御機器の位置、船体の長さ及び幅方向を示す方法</p>	<p>(7) 満載喫水線下の外板に隔壁及び横桁の位置を識別するためのマーキング並びに潜水士又は遠隔制御機器の位置、船体の長さ及び幅方向を示す方法</p>								
表 B6.1 船底検査の項目									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">検査項目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3 乾舷甲板下の排水管、 その他の排出管及び海水吸入管（ディスタンスピースを含む。）並びに外板、シーチェスト又は外板付ディスタンスピースに取り付けられた弁及びコック並びにサイドスラスター</td><td style="padding: 2px;"> <p>(1) 弁及びコックは、要部を開放して検査し、これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし、前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ、検査員が差し支えないと認める場合は、水中検査実施時の3ヶ月前以内に、自主点検（開放検査、ただし、6.1.2-3.(6)(a)から(c)のいずれかに該当するものについては開放に替わる適切な点検整備として差し支えない）が適切に行われていると本会が認める場合には、水中検査時の弁及びコックの要部の開放を省略することができる。</p> <p>(2) サイドスラスターは外観を検査し、船殻構造に影響を及ぼす損傷が無いことを確認する。</p> <p>(3) 排ガス浄化装置を備える船舶にあっては、スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置に取り付けられるディスタンスピースの内面に異常がないことを確認する。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">(省略)</td></tr> </tbody> </table>	検査項目	備考	(省略)		3 乾舷甲板下の排水管、 その他の排出管及び海水吸入管（ディスタンスピースを含む。）並びに外板、シーチェスト又は外板付ディスタンスピースに取り付けられた弁及びコック並びにサイドスラスター	<p>(1) 弁及びコックは、要部を開放して検査し、これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし、前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ、検査員が差し支えないと認める場合は、水中検査実施時の3ヶ月前以内に、自主点検（開放検査、ただし、6.1.2-3.(6)(a)から(c)のいずれかに該当するものについては開放に替わる適切な点検整備として差し支えない）が適切に行われていると本会が認める場合には、水中検査時の弁及びコックの要部の開放を省略することができる。</p> <p>(2) サイドスラスターは外観を検査し、船殻構造に影響を及ぼす損傷が無いことを確認する。</p> <p>(3) 排ガス浄化装置を備える船舶にあっては、スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置に取り付けられるディスタンスピースの内面に異常がないことを確認する。</p>	(省略)		国土交通省「船舶検査の方法」S編 2.15.2.4
検査項目	備考								
(省略)									
3 乾舷甲板下の排水管、 その他の排出管及び海水吸入管（ディスタンスピースを含む。）並びに外板、シーチェスト又は外板付ディスタンスピースに取り付けられた弁及びコック並びにサイドスラスター	<p>(1) 弁及びコックは、要部を開放して検査し、これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし、前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ、検査員が差し支えないと認める場合は、水中検査実施時の3ヶ月前以内に、自主点検（開放検査、ただし、6.1.2-3.(6)(a)から(c)のいずれかに該当するものについては開放に替わる適切な点検整備として差し支えない）が適切に行われていると本会が認める場合には、水中検査時の弁及びコックの要部の開放を省略することができる。</p> <p>(2) サイドスラスターは外観を検査し、船殻構造に影響を及ぼす損傷が無いことを確認する。</p> <p>(3) 排ガス浄化装置を備える船舶にあっては、スクラバ反応器で使用された洗浄水の管装置に取り付けられるディスタンスピースの内面に異常がないことを確認する。</p>								
(省略)									
附 則									
<p>1. この改正は、2026年7月1日から施行する。</p>									